

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）

（業務の範囲）

第 10 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。
 - ロ 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。
 - ハ 指定乳製品等の輸入を行うこと。
 - ニ ハの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
 - ホ ニの業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。
 - ヘ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。